**業務委託に関する基本契約書**

貴社名（以下「甲」という。）とファーストサクセス合同会社（以下「乙」という。）とは、甲が乙にコンサルティング、コンピュータソフトウェアの保守又はその運用支援等に関する業務（以下「本件業務」という。）を委託することに関し、以下のとおり業務委託基本契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（基本契約と個別契約）

1. 本契約の規定は、本件業務に関する甲乙間の個々の取引契約（以下「個別契約」という。）に共通して適用されます。但し、個別契約において別の規定をしたときは、個別契約の規定が優先して適用されます。

2. 個別契約は、内容を特定した本件業務について、①業務委託契約の場合には、業務名、業務内容、作業者名、成果物の報告、契約期間、委託金額、支払方法及びその他必要事項を明記した注文書／請書又は個別契約書等を甲乙間で取り交わすことにより成立します。

3. 甲及び乙が必要と認めた時には、協議のうえ個別契約において本契約の一部を排除又は変更できるものとします。

4. 乙は、本契約に定められた各条項及び関係諸法令を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行します。

第2条（情報、資料、機器等の提供）

1. 甲は、乙が本件業務の遂行のために必要とする情報、資料、機器、什器備品、作業場所、電子計算機組織及びそれに付随するソフトウェアなどについて乙より提供の要請があり、甲がその必要性を認めた場合には、乙へ貸与・提供します。使用上の条件は甲乙別途協議してこれを定めるものとし、乙は、本件業務を完了した場合、本契約あるいは個別契約が終了した場合又は甲からの要求があった場合、甲より貸与・提供された物件（複写物及び複製物を含む。）を速やかに甲に返却するか破棄するものとします。甲及び乙は、相手方の求めがあった場合には、本条の義務を完全に履行したことを証明する書面を提出するものとします。

2.乙は、甲が貸与・提供した物件につき、善良なる管理者の注意をもって保管管理を行うものとし、甲の書面による承諾がないかぎり他の目的に使用し、又は第三者に貸与・閲覧等をさせてはならないものとします。

3. 乙の要員が甲の事務所内で作業を行う場合、機密保持上、又は保安上特別な規則の適用が必要な場合には、甲乙協議してこれを定めます。

4. 乙は、甲が提供した物を日本国外において使用することを認められた場合において、その全部又は一部を、適用される日本国その他の諸国の輸出関連法規に違反して輸出せず、また、輸出関連法規により禁止された目的に使用できないものとします。

5. 甲は乙に対し、甲の有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を認識することができることとなるものを含む。）の管理を委託する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するものとします。

（1） 乙は、個人情報の管理の委託を受けた場合、当該個人情報の管理に必要な措置を講じるものとし、当該個人情報を第三者に提供してはなりません。

（2） 乙は、第１項に基づき甲より貸与・提供された個人情報について、本件業務の目的の範囲内でのみで使用するものとし、乙は甲より指示があった場合には、当該個人情報の取り扱い状況につき報告する。

（3） 乙は甲より委託を受けた個人情報の管理を再委託してはなりません。但し、個人情報を引き渡すことを明示して、再委託につき、甲の事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りではないものとします。

第3条（事業主の責任）

1. 乙は本件業務の完成について、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負います。

2. 乙は本件業務に従事する要員に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負います。

3. 乙の要員の本件業務遂行に関する指示、労働時間の指示、企業秩序の維持確保等に関する一切の指揮命令は乙の指揮命令者がこれを行います。

第4条（不可抗力）

いずれの当事者も、労働争議、内乱、戦争、政府による規制、災害及び天災等の不可抗力により本契約又はサービス作業要綱の全部又は一部を履行することができない場合には、その履行のやむをえない遅滞や不能につき、不履行の責任は負わないものとします。

第5条（完了報告）

1. 乙は本件業務を完了した場合は個別契約に定める期限までに甲に報告を行い、必要があれば、甲の確認を受けるものとします。また、甲は本件業務の遂行途中であっても、乙に本件業務の経過報告を求めることができるものとします。本件業務が技術役務の提供の場合は、個別契約において検査の内容を定めるものとします。

2. 甲は前項の規定による確認を速やかに行うものとし、必要があれば乙の立会を求めることができるものとします。

第6条（第三者の権利侵害）

1. 乙は、個別業務の実施に当り第三者の工業所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないように留意するとともに、成果物が第三者の工業所有権、著作権等の知的財産権を侵害していないことを保証するものとします。

第7条（機密保持）

機密情報の保持に関しては、甲乙間にて別途締結した機密保持契約書に拠ることとします。

第8 条（権利義務の譲渡等の禁止）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾得ずして、本契約あるいは本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承しないものとします。

2. 乙は、本契約第8条に定める義務と同様の義務を負わせる者に限り本件業務の全部又は一部を再委託できるものとします。但し、再委託の場合においても、乙は本契約及び個別契約に定める乙の甲に対する義務及び債務を免れるものではありません。

第9 条（契約の解除）

1. 甲又は乙が次の各号のいずれかにでも該当した場合は、相手方は何らの通知、催告を要せずただちに本契約及び未だ履行の完了していない個別契約の全部又は一部を解除できるものとします。

（1） 手形又は小切手が不渡りになったとき。

（2） 差し押さえ、仮差し押さえ又は競売の申し立てがあったとき、若しくは租税滞納処分をうけたとき。

（3） 破産、会社整理開始、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがあったとき、若しくは、清算に入ったとき。

（4） 解散若しくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

（5） 本契約又は個別契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

2. 甲は、乙に対する60日前の書面による通知をもって、個別契約の全部又は一部を将来に向かって任意解約できるものとします。この場合、甲は、契約終了時までの本件業務結果に対する代金を支払うものとします。

3. 第6条（第三者の権利侵害）及び第7条（機密保持）の規定は本契約又は個別契約の終了時においても有効に存続するものとします。

第10条　（損害賠償）

1. 甲及び乙は、本契約又は個別契約の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により相

手方に損害を与えた場合は、相手方に対して直接かつ通常の損害の限度で賠償する責を負う。但し、負担する損害賠償の累計総額は、債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為及びその他請求原因の如何を問わず、本契約又は個別契約の履行に関して支払われた費用及び賠償請求時において未払の費用の合計額をもって上限とする。ただし、乙の故意または過失により損害が発生した場合はこの限りではない。

1. 甲及び乙は、いかなる場合も、特別な事情から生じた損害について、双方誠意をもって

協議し、その解決を図る。

第11 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は20xx年xx月xx日から20xx年xx月xx日までとします。期間満了の2か月前までに甲乙いずれか一方から相手方に対し書面による申し出がないときは、本契約はさらに1年間継続するものとし、その後も同様とします。

2. 本契約終了時において本件業務が継続している個別契約については、本件業務が個別契約の条項に従い完了するまで本契約の該当条項がなお適用されるものとします。

第12 条（管轄裁判所）

本契約に関して生じた紛争については、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。

第13 条（反社会的勢力の排除）

　　1.甲及び乙は、相手方に対し、自己（代表者、役員、実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）でないこと、及び反社会的勢力でなかったこと、並びに反社会的勢力を利用しないこと、及び利用していないことを表明し、保証するものとします。

2.甲及び乙は相手方が前項の規定に違反した場合には、何らの催告なく本契約及び個別契約を解除することができるものとします。

3.前項の規定により、本契約及び個別契約を解除した場合には、甲及び乙は当該解除により違反当事者に生じた損害を賠償する責を負わないものとします。

第14条（協 議）

本契約に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議するものとします。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

20xx年xx月xx日

甲：

乙：埼玉県さいたま市大宮区三橋1-461-1-404

　　ファーストサクセス合同会社

　　代表社員 　野田 昌孝